

第1回山形大学セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会議事概要

平成16年11月16日(火)

15時～17時10分

事務局第1会議室

出席者

池田 大祐(議長)	山形大学総務担当理事
泉 多恵子	" 工学部教授
伊藤 美代子	編集発行人(ほいづん社)
北野 通世	山形大学人文学部教授
末廣 晃二	山形大学教育学部附属教育実践総合センター教授
清家 孝行	" 総務部長
高木 直	" 教育学部教授
竹内 輝博	医師(山形県医師会副会長)
浜田 敏	弁護士(山形県弁護士会)
山口 一郎	山形大学保健管理センター所長

列席者

人事課長、人事課課長補佐(総括)、人事課課長補佐(労務・安全)、労務係長

議事に先立ち、池田理事から、本協議会は、本学で一連のセクシュアル・ハラスメントが発生したことに対し、強い危機感から、学内、学外の専門家を交え、今後本学におけるセクシュアル・ハラスメントを未然に防止するための抜本的な対策等について検討したいという、学長の強い希望の下に設置したこと、また、学長が急に出張になり、次回挨拶する旨の説明があった。

なお、本協議会の議長選出についても諮られ、委員から学外者にすべきとの意見も出されたが、意見交換の後、学内のセクハラ委員会等との調整もあることから、全学セクハラ防止委員会の委員長である池田理事が務めることについて了承された。

議 事

1 山形大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策について

議長から、本協議会における協議内容が、セクシュアル・ハラスメント事案であり、慎重な取扱いが必要なことから、会議を非公開として議事概要等を公開することを考えていたが、各委員から開催日、委員名簿、議事概要を公開することについて了解を得られたことから、第1回目の開催日及び委員名簿を本学のホームページに掲載した旨報告があった。

次に、協議会の公開のあり方についてあらためて諮られ、以下の意見交換があった。

- セクハラという個人のプライバシーを扱うということで、一般的な公開に該当しないとは思いますが、そうでないような第1回目や今後どうするかについて決めるような内容であれば公開しても構わないのではないかと。最近の会議は公開が原則ともなっているので、できるだけ公開する方向で配慮した方がいい。
- 公開の方法にもいくつかあって、記者の傍聴を認めることや、議事録または議事概要を公表する方法もあり、本協議会としては、委員の了解を得た議事概要を公表することを考えている。
- (傍聴) 人数を限定した公開もできる。
- 本協議会は、今回の問題となった件を発端として設けられているので、今まであった事案を洗い直して議論していかななくてはならないと考えている。過去の問題に触れた場合、自由な議論の場とするには、事後公開が妥当ではないか。
- 工夫の仕方により公開も可能なのではないかと。この問題は社会的にも関心をもたれているので、一般の方にも納得してもらう意味で公開するのが良いと考える。
- 公開の方法は、ホームページに載せるだけでなく、閲覧も可能なのか。
- 可能である。
- 私はセクハラにあった学生がどういう希望を持っているか、ここにも視点をあてて考慮すべきと考える。その方々が公開を望むならそれもいいと思う。しかし、一般的に言えば自分の古傷をマスコミ等で触れられる恐れも持っていると思われるので、被害にあわれた人の心情も視野に入れて考えるべきである。
- そのあたりは実際に取り組まれた立場でいかがか。
- 今の意見のとおりで、被害者からはそのクレームが工学部に寄せられている。ニュースに出てくると、どこまで知られたのかと、本人が疑心暗鬼になっているということで、親御さんからは、そっとして欲しいという希望が出ている。工学部は二次被害の防止を考えて対応してきた。公開については、被害者の立場を常に考えていかなければならないと思う。そのことだけでなく、今後のことをいかにすべきかをこれを機会にきちっとしていただきたいというのが工学部で望んでいることである。
- 世間に見えにくい所は公開にすべきと思われるが、今回は外部の方にも入ってもらい、過去の事案からの検証が必要なこともあり、議論の中身については微妙なことも含まれることになると思われる。そうした場合、公開する、しないの仕分けがなかなか困難ではないかと考える。議論は自由な形で行い、そのエッセンスは公開していく方向ではいかがかと考える。

以上のことから、協議会については、あくまでも自由な討議を確保するということが非公開とし、議事概要をなるべく丁寧に学外にもわかりやすく作成し公開することで了承された。

なお、議論を進めていく中で公開しても良い、またはすべきであるという方向になれば、その時にまた改めて議論することとした。

続いて、議長から、協議会の当面のスケジュールについては、月1回程度開催する

こととし、来年3月を目途に報告としたい考えである旨説明の後、事務局から配付資料の内容について説明があり、本協議会では資料1に基づき、次の内容について検討願いたい旨発言があった。

- (1) 未然に防止するための方策について
- (2) 被害者からの相談のあり方について
- (3) 規程等の見直しについて

次いで、今回の問題の発端となった工学部の案件について、資料11として配布した、学長が経緯と問題点についてまとめた見解の内容及び本協議会の協議内容を踏まえ、委員の方々から質問や意見をいただきたい旨発言があった。

事務局から、資料11の内容を読み上げた後、各委員から主として次のような意見があった。

- セクハラを受けてから相談するまで時間があると思われるが、どうやって誰に勧められて相談に来たのか、友人に言われて相談に来たのか、すぐ相談に来る状況ではないと思われるが、どうだったのか。
- 学生は、訴える前に試験期間があったが試験を受けられず、担任が心配していた状況であった。本人は、すぐ相談に来るというよりは、問題が起こってから、1週間か10日後に相談に来ている。
- セクハラが甚だしい場合は短時間で相談に来るが、軽度なものについてはかなり潜行し、期間が長くなる。友達に相談したりして、学部の相談員に相談している。人文学部の場合は、そんなに即座に相談が来るということではなかった。
- 教育学部に関連したものは、1週間から2週間くらいで相談があった。本人が来るという場合よりは、友達に相談して友達に連れられてくるとか、先ず友達が来て後から本人を連れてくるということであった。
- 工学部において、経験豊かな弁護士に相談して規則を解釈したが、今から考えるとそれは不適切ではなかったという記述があるが、弁護士の立場からはどうなのか。
- 示談が成立したということは、民事上、損害賠償問題が解決したという話で、刑事上の強制猥褻とか暴行とか犯罪が成立しなくなったということにはならない。また、懲戒処分において、懲戒する事由がなくなったということではない。損害賠償したということで情状上、処分を決めるに際して一つのファクターにすぎない。
- 工学部で相談した弁護士と学長が聞いた弁護士は、別の人なのか。
- 別の弁護士である。セクハラ問題に詳しい弁護士ということで相談したところ、そういう助言を得たということである。
- 示談の成立が処分を決めるに際しての一つのファクターに過ぎないとの意見は、そのとおりと考える。情状の酌量の余地はあったとしても、問題は全部解決したわけではない。前学部長以下、関係者がこの問題を全部解決したと考えたのが、大学側の軽率な判断ではなかったのかと思われる。
- 軽率な判断ということで、済ましていいのかという問題が1つある。場合によっては、身内をかばうという意識がなかったのかどうか。あるいは、自己保身の目的がなかったのかどうか。いろんなコンプライアンス問題が取り上げられているが、ほとん

どが自己保身とか身内をかばうとか、部下をかばうとか、何らかの自分のための利益がある。そういう点を厳しく考えていかないといけない。そのために、第三者の委員会が必要であると思われる。そもそも相談員が学内の人ということに問題がある。大企業においては、相談員は社外の弁護士とかにお願いし、顕名の相談者からのコンプライアンスや不祥事問題の相談を受けてもらう。その方にすべてを把握してもらい、上の段階に上げる時、場合によっては相談者にしっぺ返し等の不利益がないように相談者を匿名にして調査し、調査結果については、社内の人は必ずトップの人に報告するという体制をとっているところも多いといわれている。そうしないと、どこかでもみ消しとか隠蔽とか、いろんな事情に基づいてなされることが極めて多い。各チェックポイントごとに、学外者の目が入るようにした方がいいと思われる。そうでないと、軽率に済まされてしまうが、済まされてよい問題ではない。学生に対するセクハラは、犯罪である場合もある。暴行罪とか強制猥褻罪とか、実際は相当多いと思われる。強姦未遂もあり得ると思われる。表に出したくないといういろんな事情もあるだろうが、それを認めてしまうとセクハラはなくなる。受付、相談員の体制をどうするかという問題。相談員から上に上げるとき、どういうシステムで学外のチェックを入れていくのか。ヘルプライン、ホットラインといわれているが、そういった制度を考えるべきと思われる。

- セクハラの実事が起こったとき、その事実を確認するために調査が必要であり、調査のために多くの人を巻き込んでいくこととなる。その人達に事柄の結果を説明し、納得を得ることが必要と思われる。そうすると、示談があったからセクハラの実事がなかったということに済ましているが、学内の攪乱された修学環境についてはどのように処理されたのか。
- 防止対策委員会においては、調査委員会を立ち上げてルールどおりに調査し、作成した報告書を学部長に提出して判断を仰いだ。その後、学部長が防止対策委員会に出して説明があり、その内容について委員会としては、やむを得ないということであった。それよりも、委員会としては、10月から学業が始まる時に学生をどのように勉強を続けさせるかが重要と考えていた。学生の所属する学科の学科長や調査委員、担任達で、その学生をどのようにして勉学環境を守っていくかという話があり、その説明を受けて委員会の任務は終了した。事情を聞いた方々には、間違いがないということで署名をとっておりますので、本人たちが発言したことに関しては納得していただいている。その後どうなったかということに対しては、報告しなければならないというルールもなく、報告はしていない。
- 人文学部の場合は、関係者及び学生を呼んで当該教官から謝罪をしてもらい、学部としては、学生や関係者に対し不利益が生じないように処理する旨説明し、了解を得られてからようやく解決としている。工学部においてはその部分が足りなかったのではないのか。その足りなかった部分が、被害者と加害者の両者間の問題とし、矮小化して処理してしまった原因となったのではないのか。報告書を出すまで4か月程度かかっているが、早急に2週間くらいでやらなければならないと思われる。
- 一番目のケースは、1か月くらいである。二番目のケースは、きちんとした調査ができない状況であった。そんな状況から、早急に行うことができなかった。

- 修学可能な状況であれば、早急に良好な環境に戻さなければならないことから、かなり早急に作業をしなければならない。その間、心理的なケアとか学部だけでは対応できないこともあると思われるので、早い段階で全学の防止委員会と連絡を取るのが通常だと思われる。
- 米沢は離れているので、学生相談室のカウンセラーや医師がいることから、工学部において全学的な対応ができるかは疑問である。ただし、保健管理センターの先生やカウンセラーには指導を受けている。
- 資料11の2ページに、前工学部長は、この件について10月28日開催の「防止対策委員会」及び調査委員会の合同会議において説明を行い了承を得た。という記述があるが、了承したということはどういうことであったのか。これで終わりであるということをしたのか。
- 前学部長から説明があり、質問があればということであったが、やむを得ないとの意見により了承した。いろんな疑問が出てくるが、セクハラの報告を受けたときにどうしなければならないという教育が不十分であったため、調査をしてもいろんな解釈があった。被害者のことを考えると、セクハラがあったということで、周りに今後の警鐘を鳴らすことに持って行けるケースと、そうでないケースがあるということをつくづく感じている。
- その時点でセクハラの実定はあったのか。
- 委員会の中では、実定していた。
- 防止対策委員会では、その教授に対する処分とか学内に対する解決措置とかは、議論しなかったのか。
- 報告書では今後の対応について記載されていたが、セクハラが解決したということで、その対策がとられなかったというのが現状である。工学部の場合、疑問を感じられるかもしれないが、弁護士は被害学生からの相談を受けると同時に、学部の相談も受けている。被害学生は、学部に対して請求権があるのに両方から相談を受けており、まずい状況であった。
- 大学でお願いした弁護士と学生がお願いした弁護士は違う。
- 防止対策委員会や調査委員会にかかったものが、その時点では、そんなことはあり得ないという議論が出て当たり前ではなかったのか。了承したというのが不思議である。
- 工学部の場合には弁護士の示唆が強い形で出ていたのではないと思われる。8月16日に行われた工学部の記者会見にもその弁護士が同席されて同様のことをいっていた。
- その弁護士の意見に引っ張られてしまったということか。
- そういう面はあると思うが、それで管理責任は免れない。
- それで全てが終わったと結論付けるのは、不思議な感じがする。外から勝手なことを申し上げれば、委員会が機能していなかったのではないかと感じる。
- 資料を見た印象では、防止対策委員会の下に調査委員会が設けられ、その委員会では精力的に行われていた。聞き取りの内容も間違いのないようにということで署名ももらっているなど、確実な手順で進められている。そういうことから機能はしたと思

われる。しかし、その調査結果の処理が今問題となっているような、考えられないような形、強制的にうち切られたようなことになっている。

- セクハラに該当せずという判断が、防止対策委員会として了承したとあるのは、該当せずとした判断を支持したということなのか。
- 結果的にはそうなる。
- 外部から見ると信じられない。
- このように処分を受けた人たちが、セクハラについて反省しているのか。
- その後関係者とは会っていないのでわからない。調査の段階では反省はあったと思う。
- 被害者に対する二次被害を考慮することは大事なことで考えたので収束するという方向で動いたと聞こえたが、それで先生に対する処分とか責任の問題がなくなるというのは別問題で、それが前提にないと解決にはならない。全て被害者保護のためうやむやにしていとも聞こえてしまう。
- 防止対策委員会では処分まで考える委員会ではない。処分については学部長が考える問題。
- 本学の場合は、防止対策委員会というのは調査を行うことや、防止のための対策を考える委員会であり、処分については教授会が審査を依頼することになり、二系統となっている。
- 防止対策委員会でセクハラと認定した。折角そこまで訴えて結論が出たのを該当しないと判断されたのには疑問がある。相談者は、相談に行くまでにかなりの決意を持っていくのだと思うし、そこまでのショック、不安も勘案すべきと思う。医療の場合は、医師会、県庁に相談窓口があり、訴えやすい形となっている。大学の中の出来事を大学の委員に訴えるというのは、相当な覚悟を持ってやらないとできないことで、意志の弱い学生などは泣き寝入りするのではないかとと思われる。
- 今の意見は、今の規則での問題点でもある。相談窓口は学部学生は所属学部の相談者に相談するというような形になっている。より広く、匿名性が高い窓口を設けるべきと考える。
- 防止対策委員会で調査して、それが全学の防止委員会へ上がって来るし、処分は別系統でいく訳で、最終的には学長が決めることになるが、実際に調査にあったものが実態から見てどのくらいの罪かわかっている。また、少し前までは、処分案として学長へ報告する際に参考として付していた。それがどこかの時点で調査のみの報告となってしまう、処分については上がって行かなくなってしまった。どの程度の量定かも参考意見として付せるようにもう少し柔軟にできないか。
- 他大学の場合は、セクハラ防止委員会が処分を決定する権限を持たせているところが結構ある。
- セクハラ認定と情状の内容は、調べた人でないとわからない。量定の基準についてもある程度明らかにしておいて、あてはめていくなどのシステムが必要だろう。情状など全く上がらないと適正な処分はできない。その辺をもう少し整理する必要がある。
それから、資料11の4頁目で辞職の取扱いだが、弁護士会の場合は、懲戒に該当することがあった場合には、除名などが考えられるため、退会届は受理しない。大学

ではそういうシステムをとれないのか。

- とれますが、就業規則にはその条項を入れなかった。就業規則を作る際に国家公務員法から労働基準法の下におかれることとなり、検討内容が多岐にわたったため、この点に関しては見落とした。この問題について、この協議会が該当するかですが、意見として出す必要があると考えている。
- 今のことは、私どもも問題意識として持っているが、法人化したら労働三法の適用と、雇用については民法が適用されることとなる。辞職についても民法では単独行為となるため、何日かたてば自動的に効果が発生することになる。それを承認行為に近いように導入できるのか、法令上のテクニカルな話となる。
- 労働契約は一方的破棄ができることになっているが、そうであれば、退職金の支払の問題としてとらえる以外にはないと思われる。
- 現行は、就業規則で辞職の申し出があつてから1ヶ月で辞めることができることになっているが、こういう事案のように疑いがあるもの、調査中であるものについては、1ヶ月の期間を超えても辞職を認めないとかが規定可能であれば模索したい。難しいとなれば退職金を出せないように歯止めができる規定を考えたい。また、調査、処分までも学内の手続に時間がかかることも問題となっている。
- 先程、被害者が言いにくい環境にあるのではないかという意見が出たが、他の大学に比べていいのではないかと思っている。むしろ、環境が整っているから出てきたのかなとも考えている。今回の工学部のケースは、かなり微妙な学生の事例であつたということが一つの背景にあつたということを申し上げておきたい。相談窓口については、学内のみならず第三者の所に設けることは賛成である。
- 他大学のアンケート調査の結果を見ても、半数が何らかのセクハラを体験しているということであるので、それを考慮して議論していくべきであると考えている。
- 私はセクハラに大きいも小さいも無いと思っているので、新聞報道がなかった場合にはどうなっていたのかと危惧している。本人が不快と思うことはセクハラであるとしていかないといけない。
- 今、国際的に見ても人権やセクハラについての考え方が大学は遅れている。どのように見方、考え方を変えさせるか、学内の人がセクハラについてきちんと理解できる方法で進めていくことが委員会の責務と考えている。
- 問題を起こす人は、学内で研修を企画しても出てきてくれない。責任ある立場の人の教育こそ大切で、そのような研修を受けたかどうかを健康診断のように、チェックができるシステムが必要と考える。また、調査委員会の結論が、間違いなく上にいくような、わかりやすいルールシステムが必要である。途中で止まってしまったことに今回の問題があつた。
- 資料3の規則第7条の解釈では、平成13年に改正しているが、それまでは、学長のみへの報告となっていたのを関係副学長や防止委員会委員長にも速やかに報告するとして、迅速な対応ができるようにしたものである。その改正点の趣旨が教授会メンバーにきちんと伝わっていないのではなかったかと思われる。その時の議論が無駄にならないように、全学の委員にはわかりやすく解説したものを準備すべきであつた。
- 資料3の規則第7条の解釈を巡っては、学部委員会と全学委員会の解釈に食い違い

があり、一方ではわかりにくい規定になっているとの指摘もあるので、おって、この点を検討願いたいと考えている。

工学部では、示談が成立したことをもってセクハラが法的に解決し、元から無くなった、起因する問題が生じなかったという解釈を行って、報告をしなかったということである。

この点をどう解釈すべきであったか、また、これから疑義が生じないようにするにはどのような文言にすべきかを委員の意見を伺いながら検討していきたいと考えている。

- 今、コンプライアンス体制の確立ということでは二本立てとなっている。内部的には職制上の報告・連絡・相談というもので下から上に上げていく方法と、ヘルプライン、ホットラインといった内部的なものとは別立ての外の窓口を設けて、そこからトップにつなげていく方法とがある。この二本立てでチェックしていくのはどうだろうか。

ただ、ヘルプライン、ホットラインといった外部的なものは、人的・物的な問題も多々あり、どこまで実現できるかということもある。

- 資料の規則の解釈について、この部分は全学と各学部との関係を規定したものであり、大学で作ったものであるので、学部の方で疑義が生じているのであれば、大学の規則を作成した所にまず相談すべきであったのではないかと考えている。この点についても考え方の違いがあったようなので、これらを含め今後そのような疑義が生じないような形できちんとしたものを作っていく必要があると感じている。
- これだけ研修を行っても無くならないということで、モラルの説明では対応しきれない状況となっている。モラルからルールへの転換の必要性を感じる。
- そこは難しいところがあって、こういう人にセクハラはなんですかという質問にはきちんと答えられるし、一般的な観念はあるが、具体的な自己の行為に当てはめるという回路が遮断されているということである。
- 弁護士会でも、懲戒事例が多発したこともあり、倫理研修が義務化されている。
- セクハラは全部同じであるといった話があったが、実態は違うのではないかな。甚だしい場合には兆候を示しているのではないかな。
- 大分大学では、イエローカード制をどっているというのを聞いています。オープンに明るく見える形でやっている例もある。
- 本日はここまでとして、次回以降については、引き続き協議事項について議論願う。本日の意見を整理したうえで、事前に送りたいと考えている。基本的には審議事項の3つとするが、今問題となっている事案について学内委員として詳しく知っている方もいるが全く知らない方もいる。議論を進めていく上で、問題となっている工学部報告書を読む必要があるか委員に諮りたい。
- 読みたいとおもう。
- 工学部の報告書には聞き取りの部分もあり、それも全て出すのか。
- 私は、全学防止委員会に諮ったものをそのまま本協議会でも見てもらう考えでいる。公開ではなく、委員の立場において見てもらうということである。
- 調査にも携わった立場からいえば、簡潔にどういう事実があったのか、事実の明解

なところをまとめたものがあればそのような形の方が良いのではないか。

- 事実関係の部分で生々しい部分も含まれてはいるが、この委員会では、事実関係については、報告書に載っているものは正確に提示したいと考えている。
- 県庁関係の会議に参加しているが、それは全てプライバシーに関するものである。資料は出されるが内部資料として、持ち帰ることは許されず、その場限りとして取り扱われる。
- 学内委員会においては、守秘義務があり担保されているところであり、外部の先生方も入っているのでご理解願いたい。
- 一言一句まで知りたい訳ではなく、不快な言動とされたものがどのようなものであり、どの点がセクハラとされたのかがわかればよい。
- 調査委員と対象となった人との具体的やりとりは、紆余曲折している部分があり馴染まないのではないか。
- 情報公開委員会委員であり、法律の専門家でもある委員に、事務局として相談したうえで、資料を準備することとしたい。
 今回の開催は、12月のカレンダーに各委員の都合を記入し、後ほど本学総務部人事課までFAX等で返送願う。

2 その他

(1) 今後の協議会での協議事項について

議長から、次回以降の協議事項については、本日の協議会の意見を整理した上で、事前にお送りさせていただきたい旨発言があった。

(2) 次回開催日について

今回の開催日については、12月の各委員の御都合を聞いた上で日程を調整し、各委員に通知することとなった。

(配付資料)

- 資料 1 : 「山形大学セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会」の設置について
- 資料 2 : 山形大学セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会委員名簿
- 資料 3 : 山形大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則
- 資料 4 : 山形大学工学部におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則
- 資料 5 : 山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止に係るフローチャート
- 資料 6 : 職員に対するセクシュアル・ハラスメント研修等実施状況
- 資料 7 : ホームページ「セクシュアル・ハラスメントのない大学にするために」
- 資料 8 : 平成 15 年度における文部科学省の懲戒処分等の状況について
- 資料 9 : 山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント事案（平成 11 年度以降）
- 資料 10 : 山形大学における懲戒処分の公表基準
- 資料 11 : 工学部におけるセクシュアル・ハラスメントについて（平成 16 年 11 月 1 日）
- 資料 12 : 「新聞等で報道された山形大学工学部におけるセクシュアル・ハラスメントについて」（平成 16 年 9 月 17 日）
- 資料 13 : 「山形大学におけるセクシュアル・ハラスメントについて」（平成 16 年 10 月 8 日）
- 資料 14 : 山形大学の皆さんへ（平成 16 年 10 月 8 日）